

## 催事等における開催・支援形態規程

### 第一条 目的

この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という。）が、主催、共催する催事等、及び第三者が主催する催事等における「本法人」の関与（主管、協力、協賛、後援）の基準および承認手続きを定めることを目的とする。

### 第二条 定義

- 1) 「主催」本法人が事業の主体となり、本法人の責任において催事等を開催することをいう。すなわち本法人が当該催事の企画から運営まで予算を含め全ての責任を有するものである。
- 2) 「共催」本法人を含む複数の団体が催事等の事業主体（共催団体）となり、共同で当該催事を開催し、共に責任を負うものである。
- 3) 「主管」本法人以外の第三者が主催する催事等について、本法人が競技の運営を担、競技運営に関する責任を負うものである。
- 4) 「協力」第三者が主催する催事等について、本法人が趣旨に賛同し、人的支援（ボランティア、運営補助）等を提供することにより、その実行を助けるものである。ただし、催事等の運営に関する責任は負わない。
- 5) 「協賛」第三者が主催する催事等について、本法人が趣旨に賛同し、金銭又は物品等の支援を提供することにより、その実行を助けるものである。ただし、催事等の運営に関する責任は負わない。
- 6) 「後援」第三者が主催する催事等について、本法人が趣旨に賛同し、本法人の名義を後援者として表示することを許可するものである。人的支援、資金提供は行わず、催事等の運営に関する責任も負わない。

### 第三条 適用要件

#### 1) 主催及び共催及び主管

本法人が催事等を主催、共催、主管する場合には、次に挙げる事項（a～c）に則っていることを基準として、個別に判断する。

- a) 本法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 公益性があると認められるもの。

#### 2) 協力及び協賛及び後援

本法人以外の第三者が主体となる事業に関して、協力及び協賛及び後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項（a～e）のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- a) 本法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- d) 公益性があると認められるもの。
- e) 開催者と本法人の間に利益相反上の問題が認められないもの。

#### 第四条 申請・手続き

- 1) 本法人が催事等を主催する場合には、理事会において開催を決定する。災害支援、国際大会対応等の緊急を要する場合は、代表理事の判断により仮承認を行い、次回理事会において追認を得ることができる。
- 2) 第三者主催の催事等に関して、本法人が共催・主管・協力・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、主催者から以下の申請書の提出を受け、本法人の理事会で審査のうえ、関与の可否を判断する。
  - A) 関与依頼申請書
  - B) 催事等の企画書
  - C) 予算書・収支計画書
  - D) 主催者の法人格証明書類（法人の場合）
  - E) その他本法人が必要と認める書類
- 3) 代表理事は催事等の主催者に対し、開催可否の結果を通知する。
- 4) 第三者は催事等が終了後、速やかにその実施報告書を本法人に提出する。
- 5) 本法人が共催または主管を行う場合は、事前に主催者との間で責任分担、費用負担等について書面による合意を締結するものとする。
- 6) 本法人が関与した催事等の主催者は、催事等終了後一か月以内に実施報告書を本法人に提出しなければならない。実施報告書には以下の事項を記載するものとする。
  - A) 催事等の実施概要
  - B) 参加者数等の実績
  - C) 収支決算書
  - D) 本法人の関与に対する評価
  - E) 今後の改善点

#### 第五条 規程の変更

本規程は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

#### 附則

本規程は、2025年7月1日から施行する。